

第 56 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 38 年 3 月 16 日開催（持ち回り））

出席者

会長	知事
委員	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 3 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	愛媛県警察本部長
幹事	都市計画課長

議事項目

議第 407 号 新居浜都市計画一団地の官公庁施設事業及びその執行年度割の変更について

議第 407 号 新居浜都市計画一団地の官公庁施設事業及びその執行年度割の変更について

第一 昭和 36 年建設省告示第 2814 号新居浜都市計画一団地の官公庁施設事業を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、建築物の建築予定面積（平方メートル）、附帯施設の建築面積（平方メートル）、摘要】

- 1 新居浜団地、新居浜市神明町及び繁本町地内、約 3.0 ヘクタール、図書館、約 620、公民館、約 540、大集会場、約 1,680、体育館、約 1,350、公園約 6,500、駐車場約 400、建蔽率 24%、容積率 21.0%、最低限高度 7 メートル

別紙図面表示の通り

第二 前項の事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 36 年度	約 2 割 6 分
昭和 37 年度	約 6 割 2 分
昭和 38 年度	約 0 割 1 分
昭和 39 年度	約 0 割 1 分
昭和 40 年度	約 1 割 1 分

第 57 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 38 年 6 月 19 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 3 名
同	松山市長
同	松山市会議員 7 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	今治市長
同	今治市会議員 6 名
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	大洲市長
同	大洲市会議員 5 名
同	伊予市長
同	伊予市会議員 5 名
同	壬生川町長
同	壬生川町会議員 5 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	愛媛県警察本部長
幹事	都市計画課長
同	建築課長

議事項目

- 議第 408 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度割決定について
- 議第 409 号 今治都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 410 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について
- 議第 411 号 新居浜都市計画排水施設の変更並びに同都市下水路の追加並びに同都市下水路事業及びそ

の執行年度割の決定について

議第 412 号 宇和島都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

議第 413 号 伊予都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について

議第 414 号 壬生川都市計画都市下水路の変更並びに同都市下水路事業及びその執行年度の決定について

議第 415 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度決定について

議第 416 号 新居浜市営と畜場建築位置決定について

議第 417 号 大洲喜多衛生組合し尿処理場建築位置決定について

議第 418 号 今治都市計画街路路事業及びその執行年度決定について

議第 408 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

第一 松山都市計画公園中第 2 号東雲公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

2、東雲公園、松山市若宮町地内、約 0.48、児童公園

第二 本事業は昭和 38 年度において執行するものとする。

議第 409 号 今治都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 1 等大路第 1 類第 1 号線外 2 路線を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

I,1,1、広小路線、日吉字宝来 769 番地の 4、片原町 22 番地、（今治村本町）、36、約 1,140、広場の変更
ただし、II,1,1 号線との交会点、II,1,4 号線との交会点、53、約 135

起点附近に約 5,200 平方メートルの駅前広場

終点附近に約 8,880 平方メートルの港務所前広場を設ける

II,1,2、内港大通線、中浜町 213 番地の 2、蔵敷 1827 番地の 22、（今治村）、18、約 895、終点及び幅員の変更
ただし、II,1,3 号線との交会点、II,3,12 号線との交会点、16、約 225

ただし、II,3,12 号線との交会点、終点、12、約 90

II,1,4、今治立花線、今治村字広小路 397 番地の 2、鳥生字山ノ上 142 番地の 4、（蔵敷）、18、約 2,760、
ただし、起点、蔵敷 1145 番地の 1、25、約 1,220、起点及び延長の変更

「別紙図面表示の通り」

第二、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 3 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

II,1,2、内港浜ノ窪線、蔵敷字定米 1001 番地の 3、蔵敷字土手端 1830 番地の 11、18、約 272、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第三 前項事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 38 年度 約 3 割

昭和 39 年度 約 7 割

理由書

戦災復興事業の実施に伴い、現地精査の結果本案のように 2 等大路第 1 類第 2 号線ほか 2 路線の計画を変更して事業の円滑な遂行をはかり、また先に計画された 2 等大路第 1 類第 3 号線を事業化し、もって市民の福祉に資するものである。

議第 410 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について

第一、昭和 33 年建設省告示第 1684 号新居浜都市計画街路を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
1,2,1、新居浜駅東須賀線、金子甲 237 番地の 1、新居浜甲 744 番地、（金子）、32、1,383、延長短縮
「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 38 年建設省告示第 471 号新居浜都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 33 年～37 年	約 2 割 8 分
昭和 38 年度	約 3 割 1 分
昭和 39 年度	約 3 割 1 分
昭和 40 年度	約 1 割

理由書

この路線中の一部が昭和 37 年土地区画整理事業計画の区域に含まれることになったため、路線の延長を短縮するとともに、事業の完成を 2 カ年早めることにする。

議第 411 号 新居浜都市計画排水施設の変更並びに同都市下水路の追加並びに同都市下水路事業及びその執行年度割の決定について

第一 新居浜都市計画排水施設を新居浜都市計画都市下水路に改める。

第二 都市計画都市下水路に第 5 号元塚下水路を次のように追加する。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】
5、元塚下水路、新須賀甲 752 番地、新須賀甲 571 番地、（新須賀、菊本）、2.0～1.8、約 578、76、断面 1.5×1.0～1.3×1.0 メートル
ただし、ポンプ場、新須賀甲 752 番地、面積 464 平方メートル、76、揚水能力毎秒 0.85 立方メートル
「別紙図面表示の通り」

第三 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】
5、元塚下水路、新須賀甲 752 番地先、新須賀甲 571 番地先、（新須賀、菊本）、2.0～1.8、約 578、76、断面 1.5×1.0～1.3×1.0 メートル
ただし、ポンプ場、新須賀甲 752 番地先、面積 464 平方メートル、76、揚水能力毎秒 0.85 立方メートル

第四 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 38 年度	約 3 割 8 分
昭和 39 年度	約 6 割 2 分

理由書

菊本地区は、比較的低位であって、排水施設不備の為、降雨時及び満潮時に浸水するので、本案のように幹線下水路を整備し、且つ排水ポンプ場を設けて、もって都市機能の増大に寄与するものである。

議第 412 号 宇和島都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

第一 宇和島都市計画公園中次の公園を都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、面積（ヘクタール）、摘要】
4、和霊公園、宇和島市和霊町地内、約 1.19、近隣公園

第二 本事業の執行年度割を次のように決定する。

昭和 38 年度	約 2 割 1 分
昭和 39 年度	約 4 割 6 分
昭和 40 年度	約 3 割 3 分

議第 413 号 伊予都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について

第一 伊予都市計画下水道を次のように定める。

1 排水区域及び面積

【排水区域名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

西部排水区、44.93、灘町字西同字東及び同字広小路の各全部並びに米湊字安広同字大下、同字伊ノ町同字大角蔵及び尾崎字天神下の各一部

東部排水区 2 分区、3 分区 43.40、米湊字西窪及び同字西原の各全部並びに同字安広同字山本、同字伊ノ町及び同字大角蔵の各一部、

東部排水区 1 分区、29.00、米湊字七反の全部並びに同字大角蔵及び市場字鳩岡の各一部

計 117.33

2 下水管渠

【排水区域名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

西部排水区、主要幹線、西部幹線、伊予市灘町字西 357 番地先、伊予市米湊字大下 1726 の 1 番地先、管 900～1650、約 722

準幹線、1 号線、伊予市灘町字西 359 番地先、伊予市灘町字西 128 番地先、管 700～800、約 151
準幹線、2 号線、伊予市灘町字西 188 番地先、伊予市米湊字安広 808 の 1 番地先、管 700～900、約 469

その他 管 250～600、約 8,263

小計 約 9,605

東部排水区 2 分区、3 分区、主要幹線、安広川排水路、伊予市灘町字西 308 の 2 番地先、伊予市米湊字安広 770 の 1 番地先、開渠 1,800×1,000～2,000×1,200、約 1,050

小計 約 1050

東部排水区 1 分区、主要幹線、古小川排水路、伊予市米湊字大下 1756 の 1 番地先、伊予市米湊字大角蔵 1572 の 1 番地先、開渠 1,800×1,000～3,000×1,200、約 660

小計 約 660

計 11,315

3 吐口

【排水区域名、吐口番号、位置、管径又は断面（ミリメートル）、摘要】

西部排水区、吐口 1、伊予市灘町字西 357 番地先、管 1650

東部排水区 2 分区、3 分区、伊予市灘町字西 308 の 2 番地先、開渠 2,400×1,200

東部排水区 1 分区、伊予市米湊字大下 1756 の 1 番地先、開渠 3,000×1,200

計 3 か所

4 ポンプ場

【排水区域名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

西部排水区、1 梢川ポンプ場、伊予市灘町字西 357 番地先、約 0.3、揚水量 1.96 立方メートル/毎

秒、口径 700 ミリメートル 2 台、300 ミリメートル 1 台、200 ミリメートル 1 台

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業を次のように都市計画事業とする。

1 排水区域及び面積

【排水区域名、面積（ヘクタール）、区域、摘要】

西部排水区、44.93、灘町字西、同字東及び同字広小路の各全部並びに米湊字安広同字大下、同字伊ノ町、同字大角蔵及び尾崎字天神下の各一部

2 下水管渠

【排水区域名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

西部排水区、主要幹線、西部幹線、伊予市灘町字西 357 番地先、伊予市米湊字大下 1726 の 1 番地先、管 900～1,650、約 722

準幹線、1 号線、伊予市灘町字西 359 番地先、伊予市灘町字西 128 番地先、管 700～800、約 151

準幹線、2 号線、伊予市灘町字西 188 番地先、伊予市米湊字安広 808 の 1 番地先、管 700～900、約 469

計 約 1342

3 吐口

【排水区域名、吐口番号、位置、管径又は断面（ミリメートル）、摘要】

西部排水区、吐口 1、伊予市灘町字西 357 番地先、管 1650

4 ポンプ場

【排水区域名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

西部排水区、1 梢川ポンプ場、伊予市灘町字西 357 番地先、約 0.3、揚水量 1.96 立方メートル/毎秒、口径 700 ミリメートル 2 台、300 ミリメートル 1 台、200 ミリメートル 1 台

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 38 年度	約 3 分
昭和 39 年度	約 1 割 6 分
昭和 40 年度	約 2 割 3 分
昭和 41 年度	約 3 割 1 分
昭和 39 年度	約 2 割 7 分

理由書

本市の市街地区域は、平坦でかつ満潮水位とほとんど落差がないため、下水が停滞することがあり、環境衛生上好ましくないため、本案のように下水道計画を決定し、緊急を要する区域より事業実施して、環境衛生の改善を図るものである。

議第 414 号 壬生川都市計画都市下水路の変更並びに同都市下水路事業及びその執行年度の決定について

第一 壬生川都市計画都市下水路中、第 2 号大曲排水路を次のように変更する。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

2、大曲下水路、壬生川町大字三津屋字大曲 14 番地地先、壬生川町大字三津屋石ヶ坪 1、1 番地地先、（壬生川町大字三津屋）、1.50、約 280、40、線形の変更

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、起点、終点、主な経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

2、大曲下水路、壬生川町大字三津屋字大曲 14 番地地先、壬生川町大字三津屋石ヶ坪 1、1 番地地先、（壬生川町大字三津屋）、1.50、約 280、40、線形の変更

第三 前項の事業、昭和 38 年度に施行するものとする。

理由書

三津屋地区における農業用水路との関係で、本案のように大曲下水路の線形を一部変更し、事業を執行しようとするものである。

議第 415 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、西条都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 4 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,4、西条駅前下島山線、大町字福森 800 番地先、大町字受 321 番地先、（福森）、13.5～9.8、456、延長の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の事業は昭和 38 年度に執行する。

理由書

この路線は重要幹線であるが、近時の自動車交通量の激増は現況の砂利道ではその機能を十分に全うできず、円滑な交通を期し難いので本案のとおり舗装事業を実施し、初期の目的を達成せんとするものである。

議第 416 号 新居浜市営と畜場建築位置決定について

第一 申請者、新居浜市長

第二 敷地の位置、新居浜市磯浦乙 401 番地（新居浜市都市計画区域内、準工業地域内）

第三 用途、と畜場

第四 敷地面積及び建築設備

敷地面積、2,115.63 平方メートル

建築物、鉄骨鉄筋コンクリート造及び補強コンクリート造、延べ面積 967.5 平方メートル

設備、固形物の分離機、汚水ポンプ、空気ポンプ、移動式電動チェンボロッコ、電動解体巻上機、移動式チェンボロッコ、牛馬用電動鋸、豚用電動鋸、枝肉卸電動ドロッパー、冷凍機、送風機、循環ポンプ、給水ポンプ、台数 27 台、44.8KW

第五 その他

処理能力、1 か月平均と畜数、牛 80 頭、豚 30 頭

市職員 2 名、と畜従事者 7 名

理由書

現在のと畜場は老朽し、かつまたと畜能力不足につき、現存の建物を撤去し新築せんとするものである。

議第 417 号 大洲喜多衛生組合し尿処理場建築位置決定について

第一 申請者、大洲市〇〇、大洲喜多衛生組合長

第二 敷地の位置、大洲市米津字ミノコシ 1 番地の 2（大洲都市計画区域内）

第三 用途、し尿処理場

第四 敷地面積、建築物及び機械設備

敷地面積、3,262.80 平方メートル

建築物、鉄骨スレート葺 7 棟、コンクリートブロック 3 棟、延べ 393.81 平方メートル

設備、解砕機、ロータリースクリン外機械数合計 36 台、使用電動機 43 台、178.5 馬力

第五 その他

利用区域は大洲市及び喜多郡長浜町、五十崎町、内子町及び肱川町の特別清掃区域内に利用する人口 40,000 人、1 日処理量 40 キロリットルである。なお運搬は 2 トン積三輪車による。

理由書

近年化学肥料の発達に伴い、従来のし尿は肥料として使用しなくなり、その処理には各都市ともその対策に頭を痛めておりますが、今回大洲市においても喜多郡内の長浜、五十崎、内子、肱川の各町に呼びかけ組合を設立して、し尿処理場を設置せんとするものである。

議第 418 号 今治都市計画街路路事業及びその執行年度決定について

第一、今治都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 12 号線及び 2 等大路第 1 類第 2 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

Ⅱ,3,12、内港天保山線、蔵敷 1773 番地の 7、蔵敷 1756 番地の 2、（蔵敷）、10.8、約 512、延長の一部舗装

Ⅱ,1,2、内港大通線、蔵敷 1773 番地の 7、蔵敷 1827 番地の 22、（蔵敷）、11.0、約 105、延長の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の事業は昭和 38 年度に執行する。

理由書

Ⅱ,3,12 内港天保山線及びⅡ,1,2 内港大通線は今治港を起点とし天保山工業地帯を縦横断する重要産業道路であり工業の発展が著しいので事業を執行しようとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 408 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

幹事：これは戦災復興事業で大部分は池を埋め立てた土地でございます。この公園につきましては昭和 38 年度に国の予算が付きまして事業にかかる段取りになっておるのでございます。

議第 409 号 今治都市計画街路の変更並びに同街路事業及びその執行年度割決定について

幹事：まず第 1 番に計画の変更でございますが、1 等 1 類 1 号線の広小路線でございます。お手元にプリントがございますが、広小路線は今治駅から市役所前を経まして港に参ります線でございます。その中に駅前在所と市役所前の広場と港務所の広場がございますが、市役所前の広場は事実上ほとんど道路として使用されております。今後の管理などの上から申しましても、広場としてよりも道路としておく方が都合がよいように思われますので、この際市役所前の広場を変更いたしまして、幅 53 メートル、長さ 135 メートルの道路の区域というように変更をいたしたいと思うのでございます。それから 2 番目の 2 等 1 類 2 号線内港大通線、これは図面にもございます内港を取り巻いておりま

す。これは幅員が 18 メートルとなっておったのでございますけれども、戦災復興事業の過程におきまして部分的に幅員を縮めて差し支えないという見通しがつきましたので、本案のとおり幅員の一部を 16 メートル、12 メートルに変更しようとするものでございます。それから 2 等 1 類 4 号線今治立花線、これは今治市役所前から鳥生へ参ります。蒼社川を渡って 2 級松山小松線に当たるわけでございます。これは市役所から蒼社川の堤防までは幅員が 25 メートル、それから先が幅員 18 メートルとなっておるのでございますが、蒼社川の堤防の手前に立体交差が出来まして、その幅員が 18 メートルとなっております。短い区間でございますが、18 メートルにする意味もございまして変更しようというものでございます。ここで断り申し上げねばならないのでございますが、摘要欄の一番最後のところに起点及び延長の変更となっておりますが、終点及び延長の誤植でございますので、はなはだ申し訳ございませんが御訂正をお願いいたします。それから次は都市計画事業の決定でございます。2 等 1 類 3 号線内港浜ノ窪線でございます。この図面で見ますと内港から見ましてずっと東の方へ参りまして、蒼社川を渡ってなお東の方へ参ります。この赤でぬってあります区域までは幅員が出来ておりますけれども、それから先はまだできておりません。この際赤でぬってございます 272 メートルの区域を事業決定いたしまして執行しようとするものでございます。それから次は執行年度割の決定でございますが、この赤で塗ってある部分を 38、39 年の 2 カ年で執行するように決定いたしたいというものでございます。

議第 410 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割の変更について

幹事：これは新居浜駅から昭和通りの間を事業決定されておるのでございますけれども、先般当審議会で御審議いただきました赤で塗ってございます区域以外の所は新居浜市の区画整理事業で実施することに決まりました。この際その部分を除きまして赤の部分に変更をしようとするものでございます。従いまして執行年度割の方も 2 年間縮めて昭和 40 年までに完成するということによりしくお願いをいたします。

議第 411 号 新居浜都市計画排水施設の変更並びに同都市下水路の追加並びに同都市下水路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：本案は第 1 番目に名称の変更でございますが、新しい下水道の方ができまして都市下水路というふうに名前が変わりましたので、この際名称を変更したいというのでございます。第 2 番目は新居浜の排水施設としましては昭和町公共下水道で現在実施中でございます。その他の地域につきましては排水施設として事業が行われてまいりましたが、この際さらに本案の元塚下水路、この図面に水色の区域でございます。この区域の下水路を計画追加しようとするものでございます。それから 3 番目には、この計画の事業決定でございます。元塚下水路といたしまして幅員 2.0~1.8 メートル、延長 578 メートルの下水路。それからポンプ場を新設しようとするものでございます。これも本年度国の予算がつきましたのでよろしくお願いをいたします。

議第 412 号 宇和島都市計画公園事業及びその執行年度割決定について

幹事：これは戦災復興事業といたしまして、近隣公園として生み出されたものでございます。これも本年度から国の予算を得まして、着工の段取りになっております。

議第 413 号 伊予都市計画下水道並びに同下水道事業及びその執行年度割の決定について

幹事：当所は赤痢の蔓延などもございまして、早急に環境整備の必要に迫られております。

議第 414 号 壬生川都市計画都市下水路の変更並びに同都市下水路事業及びその執行年度の決定について

幹事：当初は黄色でぬってございましたような水路計画をしようとしたのでございますけれども、その後工業用水等困難になってきましたので、この赤色のように計画を変更しようとするものでございます。

議第 415 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度決定について

幹事：この赤くぬってございますのが、昨年国の補助を得まして西条市の事業としまして幅員の拡張を行いました。そこで本年度は国の補助を得まして舗装を完成しようという計画でございます。

議第 417 号 大洲喜多衛生組合し尿処理場建築位置決定について

幹事：これはすでに先般当審議会にて御審議を経まして大洲市の五郎につくるという計画でございましたが、その後事業の実施に当たりまして地元の反対などございまして遂に実現不可能になりまして、別に土地をさがしまして本案の通り御承認をいたします段取りになったわけでございます。

委員：こんどのは地元との話し合いはついておりますか。

幹事：附近の地元の方々の承諾書をいただいております。

委員：地元の委員といたしまして一言ごあいさつしてご了解を得たいと思います。ただ今の御質問に対してごもっともな御質問だと思うのでございます。今回は前にこりましたのでじゅうぶんな手配をいたしますとともに申請をいたしておきますので、万々前のようなことに立ち至ることは絶対にはございません。御安心をお願いいたしたいと思っております。

第 58 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 38 年 10 月 30 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	日本国有鉄道四国支社長
同	県会議員 3 名
同	学識経験者 3 名
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	八幡浜市長
同	八幡浜市議会議員 5 名
同	伊予市長
同	伊予市議会議員 5 名
同	三瓶町長
同	三瓶町議会議員 4 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長

議事項目

- 議第 419 号 宇和島都市計画用途地域の変更について
- 議第 420 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について
- 議第 421 号 愛媛県経済農業協同組合連合会と畜場建築位置決定について
- 議第 422 号 三瓶町明浜町衛生組合し尿処理場建築位置決定について

議第 419 号 宇和島都市計画用途地域の変更について

理由書

本市の計画用途は、昭和 34 年に変更されて現在に至っているが、その後藤江地区の埋立事業及び伊吹地区の 1 級国道 56 号線の完成により、一部地域を変更しようとするものである。

なお変更前後の各地域の面積は次表のとおりである。

区分	変更前		変更後	
地域別	(ヘクタール)、%		(ヘクタール)、%	
商業地域	48.7	9.1	48.7	8.9
住居地域	281.5	52.5	282.8	52.0
工業地域	51.5	9.6	53.2	9.8
準工業地域	154.5	28.8	159.5	29.3
計	536.2	100.0	544.2	100.0

議第 420 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

Ⅱ,2,1 昭和通り線

ただし、大字松柏丙 803 番地附近に駅前広場（地積約 3,400 平方メートル）を設ける。

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 38 年度 約 1 割 3 分

昭和 39 年度 約 3 割 4 分

昭和 40 年度 約 5 割 3 分

議第 421 号 愛媛県経済農業協同組合連合会と畜場建築位置決定について

第一 申請者、松山市〇〇 愛媛県経済農業協同組合連合会、理事

第二 敷地の位置、伊予市下吾川字北野 511 番地 の 1～528 番地（伊予都市計画区域内、未指定地域）

第三 用途、と畜場 新築

第四 敷地面積及び建築設備

敷地面積、5,316.30 平方メートル

建築物

と場、鉄筋コンクリート造 850.55 平方メートル

大動物繫留所、木造 60.00 平方メートル

豚繫留所、木造 29.70 平方メートル

管理人住宅、木造 42.93 平方メートル

消毒室、更衣室等、木造 73.60 平方メートル

自転車置場 45.00 平方メートル

皮置場 11.20 平方メートル

ポンプ室 コンクリートブロック造 3.24 平方メートル

設備

冷凍機 2 台

電動機、 5 台 18.93 キロワット

浄化槽 1 基

第五 その他

処理能力、大動物（牛） 1 日 30 頭、

小動物（豚） 1日100頭

職員、事務員1名、と畜従事者6名

理由書

既設と畜場の狭小及び衛生上不備を改善する為、隣接地に新と畜場を建設せんとするものである。

（議第422号 三瓶町明浜町衛生組合し尿処理場建築位置決定について）

隣接する部落との話し合いが最終的結論に達しないため、保留（議題取り下げ）。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第419号 宇和島都市計画用途地域の変更について

幹事：この図面にございますように図の青のところは準工業地域になっております。赤のところは最近埋立もできまして、石油の貯蔵所なども出来て参りましたので、赤と青を含めまして工業地域に変更したいというものでございます。それからもう一つは北宇和島の駅の近くでございますが、この青で仕切っております部分は従来住居地域になっておるんですけれども、1級国道の56号線が山手沿いに出来て参りまして、従ってこの部分が最近いろいろな工場などが建ってくる傾向になってまいりましたので、この際住居地域を準工業地域に変更したほうが適当ではないかというので、変更いたしたいというわけでございます。それから須賀川の上流の方にあたります赤で印してあります地域は、用途地域の区域外でございますが、段々と住宅地があちらのほうに延びておりますので、この際この地方を住居地域として追加したいというものでございます。

議第420号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割の決定について

幹事：従来の駅前広場は大変狭うございますので、段々と乗降客も増えて参りまして、自動車類の増加も著しいので、どうしても広げねばならないという状況でございます。幸いその背後地があいておりまして、これをうしろへ引いて広げることも可能でございますので、どうしてもこの際やりたいというような市の希望でございます。

議第421号 愛媛県経済農業協同組合連合会と畜場建築位置決定について

幹事：隣に在来のと畜場がございまして、それを拡張新築するわけでございます。

議第422号 三瓶町明浜町衛生組合し尿処理場建築位置決定について

422号議案は、第58回審議会の議案に取り上げられていたが、直前の10月28日付けで、三瓶町長から、以下の理由に依る保留の申し入れがあり、当日の議題にはあげられなかった。

理由

し尿処理施設場所の件につき隣接する部落との話し合いが、ここ1両日中には最終的結論に達しえず、早急に決定を見ると存ぜられるも、ことを急ぎ感情的に面白からざる事態を招いてもと慮り審議保留を申し出るものであります。

第 59 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 38 年 11 月 16 日開催（持ち回り））

出席者

会長	知事
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 3 名
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	農林水産部長
同	土木部長
同	愛媛県警察本部長

議事項目

議第 422 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

議第 422 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 3 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,3、国道西条港線、明屋敷八千代港、樋ノ口 453 の 2、8.7、1,158、延長の一部

別紙図面表示の通り

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 38 年度 約 1 割 6 分

昭和 39 年度 約 8 割 4 分

理由書

この路線は重要幹線であるが、近時の自動車交通量の激増は現況の砂利道では、その機能を十分に全うできず円滑な交通を期し難いので、本案のとおり舗装事業を実施し、初期の目的を達成するものである。なお、本事業は愛媛県知事の執行するものである。

第 60 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 39 年 1 月 30 日開催）

出席者

会長	知事
委員	新居浜市長
同	今治市長
同	宇和島市長
同	八幡浜市長
同	川之江市長
同	三瓶町長
同	菊間町長
同	壬生川町長
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	商工労働部長
同	農林水産部長
同	土木部長
同	企画部長
同	愛媛県警察本部長
同	運輸省第 3 港湾建設局長
同	建設省四国地方建設局長
同	新居浜市会議員 6 名
同	今治市会議員 6 名
同	宇和島市議会議員 5 名
同	八幡浜市会議員 5 名
同	川之江市会議員 5 名
同	三瓶町会議員 4 名
同	菊間町会議員 3 名
同	壬生川町会議員 5 名
同	県会議員 5 名
同	学識経験者 3 名

議事項目

- 議第 423 号 宇和島都市計画公共下水道事業執行年度割変更について
- 議第 424 号 宇和島都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 425 号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 426 号 今治都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 427 号 壬生川都市計画街路事業執行年度割変更について

- 議第 428 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 429 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 430 号 新居浜都市計画街路事業（舗装）執行年度割変更について
- 議第 431 号 今治市営ごみ焼却場増設に伴う都市計画上の支障の有無について
- 議第 432 号 三瓶町明浜町衛生事務組合し尿処理場建築位置決定について
- 議第 433 号 菊間町ごみ焼却場建築位置決定について
- 議第 434 号 八幡浜市営と畜場建築位置決定について
- 議第 435 号 川之江市営汚物処理場建築位置決定について

議第 423 号 宇和島都市計画公共下水道事業執行年度割変更について

第一 昭和 35 年 12 月 9 日建設省告示第 2603 号宇和島都市計画公共下水道事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 35 年度	1.0 割
昭和 36 年度	2.2 割
昭和 37 年度	1.7 割
昭和 38 年度	0 割
昭和 39 年度	2.7 割
昭和 40 年度	2.4 割

理由書

宇和島都市計画公共下水道事業として元結掛山際排水区を昭和 35 年度より昭和 38 年度まで 4 カ年継続事業として施工中であるが、市財政その他の事情によりこの執行年度を昭和 40 年度まで延期し、6 カ年継続事業として同排水区を完成せんとするものである。

議第 424 号 宇和島都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 36 年 7 月 21 日建設省告示第 1524 号宇和島都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 36 年度	約 1 割 8 分
昭和 37 年度	約 2 割
昭和 38 年度	約 2 割 4 分
昭和 39 年度	約 2 割 4 分
昭和 40 年度	約 1 割 4 分

理由書

昭和 36 年度より都市計画街路の内幅員 12 メートル以上の未舗装幹線 11 路線の舗装を施工中であるが、市財政その他の事情によりこの執行年度を昭和 40 年度まで延期し、5 カ年継続事業として舗装を完成せんとするものである。

議第 425 号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 36 年 7 月 21 日建設省告示第 1521 号八幡浜都市計画街路 2 等大路第 3 類第 2 号事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 36 年度	約 0.8 割
昭和 37 年度	約 2.0 割
昭和 38 年度	約 1.8 割

昭和 39 年度	約 2.8 割
昭和 40 年度	約 2.6 割

理由書

本事業決定後毎年ごとに急速な高度経済成長にともない、資材費、労務費、用地費等が高騰したので当初事業の執行年度割を計画通り施行できないので 2 カ年延長して完成させようとするものである。

議第 426 号 今治都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 34 年 12 月 11 日建設省告示第 2407 号今治都市計画街路 2 等大路第 3 類第 8 号の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 34 年度	約 0.3 割
昭和 35 年度	約 0.5 割
昭和 36 年度	約 2.1 割
昭和 37 年度	約 1.4 割
昭和 38 年度	約 1.4 割
昭和 39 年度	約 3.6 割
昭和 40 年度	約 0.7 割

理由書

本路線は昭和 34 年度より県知事執行事業として着手したものであるが、用地費及び物件移転補償費の値上がり等のため予想外に遅延し予定通り完了できなくなったので執行年度割を 2 カ年延長して完成させようとするものである。

議第 427 号 壬生川都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 37 年 10 月 12 日建設省告示第 2629 号壬生川都市計画街路 2 等大路第 3 類第 2 号線の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 37 年度	約 3.7 割
昭和 38 年度	約 3.1 割
昭和 39 年度	約 3.2 割

理由書

昭和 37 年度より県知事執行事業として施工中であるが、財政その他の事情により予定通り完了できなくなったので執行年度を 1 年延長して完成しようとするものである。

議第 428 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 34 年 7 月 16 日建設省告示第 1288 号新居浜都市計画街路 2 等大路第 2 類第 1 号の事業執行年度割を次のように変更する。

自昭和 34 年度	
至昭和 38 年度	約 4 割 4 分
昭和 39 年度	約 1 割 9 分
昭和 40 年度	約 2 割 9 分
昭和 41 年度	約 8 分

理由書

本路線は昭和 34 年度より施行中であるが、市財政その他の事情によりこの事業年度を昭和 41 年度まで延期し 8 カ年継続事業として完成させようとするものである。

議第 429 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について

第一 昭和 35 年 8 月 25 日建設省告示第 1742 号新居浜都市計画街路 2 等大路第 3 類第 4 号の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 35 年度	約 1 割 4 分
昭和 36 年度	約 1 割 2 分
昭和 37 年度	約 6 分
昭和 38 年度	約 3 割 6 分
昭和 39 年度	約 1 割 8 分
昭和 40 年度	約 1 割 4 分

理由書

本路線は昭和 35 年度より施工中であるが、市財政その他の事情によりこの執行年度を昭和 40 年度まで延期し 6 カ年継続事業として完成せんとするものである。

議第 430 号 新居浜都市計画街路事業（舗装）執行年度割変更について

第一 昭和 38 年 3 月 8 日建設省告示第 470 号新居浜都市計画街路 2 等大路第 1 類第 1 号の事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 35 年度	約 3 割 6 分
昭和 36 年度	約 1 割 5 分
昭和 37 年度	約 1 割 8 分
昭和 38 年度	約 2 割 3 分
昭和 39 年度	約 8 分

理由書

本事業は昭和 35 年度より施工中であるが、市財政その他の事情によりこの執行年度を昭和 39 年度まで延期し 5 カ年継続事業として完成せんとするものである。

議第 431 号 今治市営ごみ焼却場増設に伴う都市計画上の支障の有無について

第一 申請者、今治市長

第二 敷地の位置、今治市町谷字寺山甲 431 番地 外 15 筆（今治都市計画区域内）

第三 用途、ごみ焼却場 増設

第四 敷地及び建築物の状況

敷地面積、3,699 坪 26（既設も含む）

建築物

炉 上・下家、軽量鉄骨造スレート葺、44.56 坪

仕上台、鉄筋コンクリート造、32.67 坪

作業員詰所、木造平家建、37.75 坪

自転車置場、鋼管造、10.00 坪

計

123.98 坪

理由書

昭和 31 年 6 月新設した既存のものはその当時では充分処理に余力があったが、現在市民生活の高度化と収集区域の拡大のため 40 頓/日进行处理しなければならぬ状態であるため、今回更に 22.5 頓/日の焼却炉を増設し、その処理能力を 45 頓/日に引き上げ衛生的なごみ処理をおこなわんとするものである。

議第 432 号 三瓶町明浜町衛生事務組合し尿処理場建築位置決定について

- 第一 申請者、西宇和郡三瓶町、三瓶町明浜町衛生事務組合長
- 第二 敷地の位置、西宇和郡三瓶町大字和泉字川内甲 700 番地の 1 外 3 筆（三瓶都市計画区域内）
- 第三 用途、し尿処理場 新設
- 第四 敷地及び建築設備
敷地面積、3,323.76 平方メートル
建築物
処理機械室 鉄筋コンクリート造、160.00 平方メートル
車庫 鉄筋コンクリート造、 31.50 平方メートル
管理人住宅 鉄筋コンクリート造、 49.87 平方メートル
設備、投入槽(2)、消化槽(2)、予備爆気調整槽(2)、濃縮槽(1)、希釈槽(1)、本爆気槽(1)、
最終沈殿槽(1)、塩素滅菌槽(1)、ガス貯留槽(1)、
使用電力、1 日 54.55 キロワット
- 第五 その他
クリタ・バマーク式し尿処理装置
利用区域は三瓶町・明浜町で利用する区域の人口は 18,000 人、
1 日処理能力、18 キロリットル
なお運搬は四輪車 2 台による。

理由書

近時化学肥料の発達に伴い、従来のし尿は肥料として使用しなくなり、その処理対策については各都市とも頭を痛めているが、今回三瓶町、明浜町の両町においては組合を設立し、し尿処理場を設置せんとするものである。

議第 433 号 菊間町ごみ焼却場建築位置決定について

- 第一 申請者、越智郡菊間町、菊間町長
- 第二 敷地の位置、越智郡菊間町大字ヲソ越乙 927 番地 第 1（菊間都市計画区域内）
- 第三 用途、ごみ焼却場 新築
- 第四 敷地及び建築物の状況
(1)敷地面積、594.00 平方メートル
(2)建築物、鉄骨造スレート葺一部 2 階建
建築面積、14.695 平方メートル、延べ面積 24.230 平方メートル
(3)設備、焼却炉、1 基、焼却能力、1 日 3 トン
- 第五 その他
(1)煙突 1 基、鉄筋コンクリート造、高さ 18 メートル
(2)集荷区域内の戸数は 1,620 戸で人口 6,630 人、集荷ごみは 1 日 1.5 トンである。

なお運搬は三輪自動車もより集荷運搬するものである。

理由書

低開発地整備事業として環境衛生改善のため新設せんとするものである。

議第 434 号 八幡浜市営と畜場建築位置決定について

第一 申請者、八幡浜市本町、八幡浜市長

第二 敷地の位置、八幡浜市大字松柏 648 番地 の 1 (八幡浜都市計画区域内)

第三 用途 と畜場 新築

第四 敷地、建築物及び建築設備の状況

敷地面積 1,485 平方メートル

建築物

本館 鉄筋コンクリート造 建築面積 605.00 平方メートル

延べ面積 685.00 平方メートル

(と室、解体室、内臓処理室、作業員室、是内室、冷蔵室、予冷室、生体検査室、事務室)

骨皮倉庫 コンクリートブロック造、建築面積 64.00 平方メートル

牛馬繫留所 コンクリートブロック造、建築面積 64.00 平方メートル

(病畜と室、隔離室)

設備

浄化槽 1、電気鋸 2、手動撓上機 4、圧縮脱水機 1

第五 その他

利用区域 八幡浜市、西宇和郡

処理能力、1 日最高、大動物約 30 頭、小動物約 80 頭

理由書

現在のと畜場は八幡浜市松陰町で市内の中心地にあつて敷地がせまく、その上建築物が老朽し施設も古く環境衛生上からも悪いので、今回移転建築せんとするものである。

議第 435 号 川之江市営汚物処理場建築位置決定について

第一 申請者、川之江市金生町下分 川之江市長

第二 敷地の位置、川之江市川之江町 2751 番地外 12 筆 (川之江都市計画区域内)

第三 用途、汚物処理場 新設

第四 敷地、建築物及び建築設備の状況

敷地面積 6,373.7 平方メートル

建築物

処理場本館 鉄筋コンクリート造 延べ面積 164.12 平方メートル

倉庫 鉄筋コンクリート造 延べ面積 15.00 平方メートル

事務所操作管理室 鉄筋コンクリート造 延べ面積 60.00 平方メートル

管理人室 鉄筋コンクリート造 延べ面積 42.50 平方メートル

設備

投入槽 1、第 1 消化槽 1、第 2 消化槽 1、本爆気槽 1、

予備爆気槽 1、最終沈殿槽 1、塩素滅菌槽 1、ガス貯留槽 1、

第五 その他

処理対象区域は川之江市全域で戸数 7,700 戸、人口 36,000 人、
1 日集荷量 25 トン、1 日の処理能力 36 トン
運搬は四輪自動車 1 台、三輪自動車 2 台による。

理由書

最近における本市のし尿は海洋投棄処理を実施しているが、地元漁業組合より強硬な抗議があり、これらの抜本的解決のため、し尿消化槽を建設せんとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 423 号 宇和島都市計画公共下水道事業執行年度割変更について

幹事：国の予算のつき具合、それから市の事情もございまして、昭和 38 年度は事業を休みまして、そういったところから予定年度では終わらないことになりました。

議第 432 号 三瓶町明浜町衛生事務組合し尿処理場建築位置決定について

委員：一応三瓶、明浜両町で御審議になって設計をされてきておると思います。過去の実績を見ますと、その位置の決定についてあとでとかく問題が起きるということが非常に多いのでございます。この地図で見ますと三瓶町内の八幡浜ぞいにある。そういう面についても両町において円満に話し合いがついておるかということをお聞きいたします。

幹事：両町の話は円満にできておるということをお聞きしております。それからこの位置につきましても大体了解できたと聞いております。

委員：この処理位置を図面で見ますというところと相当高い所へもってきて作るようになっておられて、それを運搬するということになりましても逆に上の方へし尿を運ぶということになると思います。そうしてそこで消化するとはいいながら、上の方で処理したものであるということは下におる者の人家の人たちから考えれば、気持ちとしても非常によくないことだし、一般においてできるだけこの処理のごときは、もっと海岸よりの所を選ぶのがいいので、いよいよ仕方なく困る時は別としまして、出来る限りはやはり海岸よりの所にやった方が適當ではないか。また処理もだんだん人口が増えてくれば、だんだん大きく改造もしなくちゃならぬということも出てくる。そのとき高い所にあつて人家よりも高い所へそういうものを作るということが、そこへ川も流れておりますし、上の方に永久に存するというところは都市計画としてなるべくやらんことになっております。特別の事情があればやむを得ぬが、一応申し上げておきたいと思っております。

幹事：御意見のようになるほど頭の上へオケをかぶるような感じがいたしますけれども、やはり海岸ぶちは人家も多うございまして、また最近はだんだんと技術も進歩してまいりまして、排出されます水も大丈夫だということでございまして、ただ途中の運搬、投入の際に臭気が出ると思っておりますので、そういう点からいきますと人家からなるべく遠い所がいいということになるわけでございます。都市計画状態といたしましては将来下水でも完備いたしまして、処理場を作ります場合には、とうていこの規模では間に合わないと思っております。また、こういう終末処理場を作るということも困難であるということは、将来はやむを得んのではないかと考えております。

議第 435 号 川之江市営汚物処理場建築位置決定について

委員：街路事業の年度割変更という事業決定がすでに決まっているものですが、ただいまの 2、3 件につきまして汚物処理場あるいは塵埃処理場、あるいはし尿処理場というものは、非常に市民の生活に直結している問題でありますし、市民が非常に興味をもって見ておられる施設でございますので、ただいま幹事から御説明があったとおり尽くされておるのでございます。行政面からみたくは、あるいは地元委員さんからの御発言もございませんので、私らとしてはその間の事情がよくわかりません。今後こういう衛生施設という問題につきましては、行政的にどういういきさつを経て、ここにいたったかということをお説明いただきたいと思っております。要望でございます。

幹事：ただいま御意見がございましたが、ちょうど川之江の課長さんがみえておりますので、この事情はわかりませんか。

委員：ただいまの委員から御発言がございましたが、お答えいたします。この処理場の場所については、すでに買収を終了しておるわけでございます。それから地区住民感情につきましては、1、2の方が、御了解できない方がございますが、現段階では時間の問題で解決できると思っております。

(全議案終了後)

委員：ただいま発言がありましたが、いろいろな施設を設置する場合に地元の委員さんは行政的な立場、市民感情、位置の設定に着いて、こういう経過をたどったということをお互いに教えて戴いたらと思っております。将来ここで決めましたことが一つの先決事項になりまして、いよいよわれわれのところへ出て参りますから、慣習と申しますか、そういう方向にもっていただいたらと、かようにお願いいたします。

会長代理：従来、やはりこういう問題につきましては、審議会で決定後において、やはり住民感情でトラブルを起こした事例もございますので、先程申しましたような方法で処置するようにいたしたいと思っております。